

## 令和8年第3回佐伯市農業委員会議事録

---

日 時： 令和8年3月2日（月曜日） 14時00分～15時00分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 4番 飛高 聖悟、 6番 伊藤 文士、  
7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、 10番 吉岡 薫、  
11番 波戸崎 孝、 13番 山田 裕也、 14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、  
17番 冨田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯5区 上杉 隆盛、 佐伯9区 岩田 隆生、 佐伯10区 田村 正信、  
弥生2区 市原 洋一、 直川1区 曾根田 正弘、 鶴見区 三又 秀喜、  
蒲江3区 後藤 正、

事務局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、  
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦、 副主幹 岡部 雄企

---

### 議事日程

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②非農地通知書について（鶴見地区）

③佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

---

(局長)

それでは、ただいまより、令和8年第3回佐伯市農業委員会を開催させていただきます。

本日の欠席委員は、3番高畠千恵美さん、5番小野美智子さん、12番三又勝弘さん、16番塩月吉伸さんの4名が欠席でございます。

従いまして農業委員17名中、本日の会議の出席者は13名です。よって農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告させていただきます。

また農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせを申し上げます。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第5号から(4)その他の③佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員につきましては、順次退席をされて結構でございます。

それでは宮脇長よりご挨拶申し上げます。

(会長)

はい。皆さんこんにちは。

第3回の佐伯市農業委員会ということで、足元の悪い中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

本当に1月からずっと雨が降ってなかったんですけども、降り出したらまた毎日のように、いつときしてはまた雨が降るといふようなことで、せつかく今、菜の花が真っ盛りなんですけども野々河内の方も、きっと皆さんで苦労された菜の花が綺麗に咲かれてるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

本当に雨が降るんで、木立の方の早期米の準備にはいいのかなと思ったんですけど、まだまだ水が足りない状況かなあということで、心配しているところでございます。

世界の方ではまた、アメリカとイスラエルがイランを攻撃するというようなことで、これが、1週間か2週間程度で終わればいいんですけども、ロシアとウクライナのようにですね、長引くと、ホルムズ海峡もおそらく封鎖されるでしょうし、そうすると原油の方がまた高くなるということで、我々農業者にとって非常に厳しくなっていくのかなと。

早く解決して欲しいなというふうに思っているところでございます。

今日はですね案件も3条5件、それから4条が2件、5条が4件ということで少ないということで、非農地証明願いや非農地通知、それから農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出について。ちょっと案件多い件数も多いんですけど、休憩挟まずに一気にやりたいということでございますので大変でしょうけども、ご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

(局長)

はい。ありがとうございました。

これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行の方お願いいたします。

(会長)

それではですね、議事進行をさせていただきます。

それでは農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、8番山田美之委員、9番田原俊秀委員にお願いします。

それでは、議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

座って説明をさせていただきます。

それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は5件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、4,817平米です。議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についての件数は2件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、429平米です。議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についての件数は4件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1,369平米です。

議案第5号から7号に関する合計件数は11件、合計面積は田が4,486平米、畑が2,129平米で、合計面積は6,615平米です。

以上のとおりでございますので慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

あ、すいません。皆さん、必ず発言等のときはマイクを通してください。

録音しておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。3条の1について説明します。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人を行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積1.16aとなります。

今後農業を行うので申請の農地周辺への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具を所有しております。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.75aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番についてですが、寺嶋推進委員が申請者となっておりますので、佐伯市農業委員会会議規則第10条の規定により、当該案件の審議が終了するまで退席願います。

3条の3番について、当該地区を担当する寺嶋推進委員は申請人であるため担当することができませんので、隣接地域を担当する岩田推進委員が担当しました。

従いまして、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農地取得後は、米を栽培する計画です。

農業は譲受人1人で行っているとのことです。

取得後の耕作面積は76.4121aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上利用の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、岩田推進委員をお願いします。

(岩田推進委員)

問題はないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で杉苗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人行っているとのことです。

農地取得後は杉苗を栽培する計画です。

譲受人の住所は大分市にありますが、拠点が大分市にありそこで農業を行っているとのことです。

取得後の耕作面積は86.3905aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして曾根田推進委員お願いします。

(曾根田推進委員)

はい。問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

農業経営に必要な農機具はリースしているとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.95aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

担当推進委員から特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第3条に関する5件の審議を終わります。

続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書、5ページの1番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。農業委員会事務局、大良です。

4条の1についてご説明いたします。

申請地は佐伯市役所から南東へ約3.0kmに位置しており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種の畑です。

駐車場と倉庫の用途による申請となっております。

申請地では、駐車場及び倉庫を設置いたします。

駐車場では、屋根を設置し、家族用に自動車4台分のスペースを確保します。

倉庫は、過去に使用していた豚舎を現在は倉庫として使用しております。

すでに令和7年2月頃に車庫等を設置しており、豚舎も倉庫として使用しているため、始末書が添付されております。

また、すでに事業は完了しておるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

以上ですよろしく申し上げます。

(会長)

はい、続きまして岩田推進委員申し上げます。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の2番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。4条の2について説明いたします。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。

用途は、農耕型対応、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の更新の申請です。

当該農地は、営農型太陽光発電施設の転用許可を平成26年から受けており、都度更新の申請を行ってきております。

今回、令和5年に受けた許可の満了期日が近い

ため、更新の申請を行うものです。また、転用の申請面積は、この太陽光パネルの支柱部分の合計面積の1平米の一時転用となります。

申請は、営農型太陽光発電施設の更新による一時転用であり、すでに施設が設置されており、設備の変更の計画もないため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。またこの施設の中では、水耕栽培のにんにくを栽培しております。

また、弥生土地改良区から転用は適当と見て認めますとの意見書が提出されています。

許可基準は、農用地の許可基準に該当します。

以上よろしく申し上げます。

なお、担当推進委員からは問題ないとの意見書をいただいております。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する意見の審議を終わります。

続きまして、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書6ページの5条の1番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の1について説明いたします。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域にあたる第3種の農地です。

駐車場の用途による申請です。

譲受人は申請地近隣の住宅の購入を計画しており、その住宅に駐車場がないため、駐車場として利用する計画です。

申請地では、普通車4台分の駐車場を整備する計画です。

当該農地は、平成4年頃から、駐車場として利用していたため始末書が提出されています。

すでに駐車場として利用しており、大きな工事などを実施しないため、土砂の流出崩壊の心配はありません。

水利権もございません。

雨水等は自然流下または排水側溝に流れます。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして上杉推進委員申し上げます。

(上杉推進委員)

はい。特に問題ないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。5条の2について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

譲受人は、家族が増えたことにより借家が手狭になったため申請地に住宅を新築する計画です。

また、譲受人は漁業を営んでおり、既存の資材置き場を利用できなくなったため移設する必要があり、あわせて資材置き場を整備する計画です。

申請地には、建築面積140.79平米の平屋建ての木造住宅を建築し、駐車場には普通車4台分のスペースを確保する計画です。

また、資材置き場は面積306平米で、漁網やフロート・浮子などを設置する予定です。

盛土などの造成を実施しないため、土砂の流出、崩壊などの恐れはありません。

生活排水などは、合併浄化槽で処理し、隣接する河川に流します。

雨水は自然流下及び排水側溝に流れます。

なお、代替地は周辺の雑種地などを検討されましたが、条件に見合う農地がなかったとのことです。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

以上よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして後藤推進をお願いします。

(後藤推進委員)

別に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の3番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の3について説明いたします。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

申請地は、駐車場としての用途による計画です。

譲受人は飲食店を営んでおり、キッチンカーを4台所有しているのですが、現在使用している駐車場が狭いため移設するために、申請地を整備する計画です。

また、譲受人の住宅は、申請地の隣地にあります。

申請地では、飲食店で使用するキッチンカー4台分、3トン車1台に単車1台、軽自動車2台の、駐車スペースとメンテナンスを行うスペースを確保します。

造成は砂利などの整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。雨水は自然流下します。

なお、代替地は周辺の雑種地を検討したが、条件に見合う農地がなかったとのこと

です。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

なお、担当推進委員からは、特に問題ないと思われま

すという回答をいただいております。以上よろしくお

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思

います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいた

します。はい。なしとの意見がございましたので取りま

とめたいと思

います。それでは5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思

います。はい。全員賛成ということで、許可したいと思

(事務局)

はい。5条の4について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。

申請者は、現在住んでいる住宅が築後60年以上経過しており、建て替えを行う計画です。

申請地では、建築面積95.29平米の平屋住宅を建築し、敷地には駐車スペース2台分を設けます。

盛土は行わず整地のみのため、土砂の流出は問題ないと思われま

す。また、汚水処理及び生活排水は公共下水道に接続し、処理します。

雨水は排水側溝に流れます。

また、2475番には一部カーポートが設置されていたため、始末書が提出されています。

なおこのカーポートは転用許可後、取り壊す予定です。水利権はありません。  
代替地については、周辺の土地を検討したが、金銭面などの条件に見合う土地がなかったとのことです。  
許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。  
よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして市原推進申し上げます。

(市原推進委員)

はい。特に問題になることはないと思われまます。

(会長)

はいありがとうございました。  
事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。  
それでは5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。  
はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。  
それでは5条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。  
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。  
以上で農地法第5条に関する4件の審議を終わります。  
それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。  
議案第5号、農地法第3条の5件につきましては許可したいと思います。  
議案第6号、農地法第4条の2件につきましても許可したいと思います。  
議案第7号、農地法第5条の4件につきましても許可したいと思います。  
続きまして、その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。  
番号1について事務局の説明の後、市原推進の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願一番を説明いたします。  
申請地の調査は2月17日に、担当区の市原推進委員と事務局2名で実施をいたしました。  
申請地は佐伯市弥生大字上小倉の2筆です。  
申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。  
本申請地は昭和58年頃から耕作放棄されたため、竹林等が自生し山林化しています。  
現況は先方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。  
よって非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。  
事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

問題に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2について事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番を説明いたします。

申請地の調査は2月17日に担当区の市原推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字井崎の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和60年ごろから耕作放棄されたため、草木が生い茂って原野化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

はい。問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上非農地証明願に関する2件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②、非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知について、今回は鶴見地区についてです。

非農地通知書については毎年実施しております利用状況調査の結果に基づき地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知書を発行しております。

今回の非農地通知につきましては、鶴見地区の非農地判断です。

鶴見地区につきましては、令和3年6月に非農地通知書を交付しておりますが、それ以降の非農地判断です。

では、資料2ページをご覧ください。

非農地通知の送付大字別一覧表ですが、鶴見大字吹浦ほか8地区で合計228筆。

合計面積11万5,310.83平米で、送付予定者数は140人です。

また、農振地域農用地区域内の農地は92筆で、5万9,443.98平米です。

なお、土地の所有者が死亡不明者分が348筆で、15万3,596.61平米です。

では、今回送付予定の土地の位置図、現地写真を抜粋し、10ヶ所投影していきますのでご覧ください。

ではまず初めに非農地通知1番、議案資料の3ページの名簿1番及び2番、大字吹浦、現況は山林原野。

続きまして、非農地通知2番、名簿の3ページ19番、大字吹浦、現況が、やはり山林原野。

3番は、名簿の4ページ39番、大字地松浦、現況山林。4番目は4ページの56番、大字沖松浦、現況山林。5番目、名簿5ページの86、87番、大字沖松浦、現況山林。6番目、110番、大字有明浦、現況山林。7番目、名簿6ページの147番、大字有明浦、現況山林。8番目、名簿7ページの172番。大字羽出浦、現況山林。9番目、名簿の8ページ、198番、大字丹賀浦、現況山林。最後、10番目、名簿8ページの212番、大字梶寄浦、現況山林。

以上で、いずれも山林化、原野化しております。

承認方よろしく願いいたします。

(会長)

はい。ただいま、事務局より非農地通知書についての説明がございました。

それではこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは非農地通知書について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地通知書についての審議を終わります。

続きましてその他の項目の③佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題といたします。

申請区分の除外の箇所番号1について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。では改めまして、農業委員会大良です。

お手元にですね、こちら、A4縦で、佐伯市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更申請受付一覧表という書類があるかと思いますが、この順番で、前の画面に映し出しまして説明をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

では、案件番号1番、農振除外の1について説明させていただきます。

手前の画面をご覧ください。

申請地は、弥生大字井崎の農用地です。

当該農地は、所有者が遠方に居住しており、営農はできず、利用管理することが困難な状況です。

また、近隣の企業が資材置場用地を探しており、適地として本申請地の利用を計画しております。

資材置場で設置予定のものは、再生コンクリートの完成品、そして作業を行うための重機類となっております。

申請地は、第2種農地にあたります。

そのため、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われれます。説明は以上です。

(会長)

それでは続きまして市原推進委員申し上げます。

(市原推進委員)

はい。これなかなか、難しいんだよな。産業廃棄物の処理場というてるんだけど、周辺が住宅地で。

(事務局)

市原委員、すみません。

廃棄物処理施設の産廃ではなく完成品の資材置き場です。産業廃棄物の処理場ではないです。

(市原推進委員)

資材置場で重機を置くということで、そういうことで、まず問題なしということでお願いします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。はい。意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。  
それでは箇所番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。  
はい。全員賛成ということで、箇所番号1についての意見は特になしとします。  
続きまして箇所番号2番について事務局の説明の後市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい、案件番号2番、農振除外の2について説明いたします。  
申請地は、弥生大字上小倉の農用地です。  
現在、耕作はできておりません。また、面積が狭小で、かつ電柱も立っているため、今後耕作の予定はありません。  
所有者の意向としては、隣地する宅地と合わせて売買を行う計画です。  
申請地は第2種農地にあたり除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われれます。  
よろしくをお願いします。

(会長)

はい。続きまして市原推進委員をお願いします。

(市原推進委員)

特に問題になる、なることはないと思われれます。

(会長)

はい。ありがとうございました。  
事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。  
それでは箇所番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。  
はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。  
それでは箇所番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。  
はい。全員賛成ということで、箇所番号2についての意見は特になしとします。  
続きまして箇所番号3番についてですが、市原推進委員が申請者となっておりますので、佐伯市農業委員会会議規則第10条の規定により、当該案件の審議が終了するまで退席願います。  
はい。  
改めまして、箇所番号3番について、当該地区を担当する市原推進委員は申請人であるため担当することができませんので、隣接地域を担当する藤原推進委員が担当しましたが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。農振除外の案件番号3について説明いたします。  
申請地は、弥生大字上小倉の農用地です。  
現在は耕作していません。

幅の広い農業用水により、農地への移動が容易でないため、今後も耕作の予定はありません。

申請地では、電気事業を行う企業が、蓄電設備としての利用を計画しています。

なお、農用地の除外にあたり、弥生土地改良区から除外の同意をえている意見書が提出されています。

申請地は第2種農地にあたり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

なお、藤原推進委員からは、数年耕作しておらず、遊休農地にもなっており、有効活用していただいたほうが、周辺の耕作者にも良いと思われるとの意見をいただいております。

以上よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号3番について、これより意見等求めたいと思います。

なにかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、箇所番号3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、箇所番号3番についての意見は特になしとします。

市原推進委員は席にお戻りください。

続きまして、箇所番号4について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。では箇所番号4、農振除外の4について説明します。

申請地は、本匠大字上津川の農用地です。

これまでお茶の栽培を行ってこられましたが、所有者は高齢ということと、後継者がいないため、管理が困難となることから、杉苗を植林し、林地として管理する計画です。

申請地は第2種農地にあたり、除外がなされれば、転用の許可基準を照らして、転用の見込みがあると思われます。

担当の稗田推進委員からは、茶畑だったが、1人で管理することが困難になり、現地確認を行ったところ、株も切断されており、スギナ植える準備も進められている。

周辺も田があるが、特に問題になることはないと思いますとの意見をいただいております。

以上よろしくお願ひします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

ございませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、箇所番号4についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号5について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。箇所番号5、農振除外の5について説明いたします。

申請地は、宇目大字小野市の農用地です。

現在耕作は行っておりません。

また、所有者は高齢ということと、後継者がいないため、管理が困難となることから、杉を植林し、林地として管理する計画です。

申請地は第2種農用地にあたり、除外がされれば、転用の許可基準に照らして転用の見込みがあると思われます。

担当推進委員の小野委員からは、特に問題ないとの意見をいただいております。

以上、よろしく申し上げます。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、箇所番号5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、箇所番号5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで箇所番号5についての意見は特になしとします。

続きまして、箇所番号6について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見を申し上げます。

はい。

(事務局)

箇所番号6、農振除外の6について説明いたします。

申請地は佐伯市大字堅田の農用地です。

現在果樹など植栽し管理しています。

申請地は、堅田地域コミュニティーセンターに隣接しています。

現在、同施設の駐車場が不足しているため、堅田地域コミュニティーセンターの所有者である佐伯市が申請地を駐車場として利用する計画です。

申請地は第1種農地に当たりますが、除外がなされれば、転用の許可基準、第1種農地の例外規定に照らして、転用の見込みがあると思われます。

以上、よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして田村推進委員申し上げます。

(田村推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、箇所番号6についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号7について、事務局の説明の後に三又推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

箇所番号7、農振除外の7について説明いたします。

申請地は、鶴見大字有明浦の農用地です。

現在耕作しておらず、所有者は高齢で後継者もないため、今後も耕作の予定はありません。

地元自治会組織が、地元住民の避難場所として活用する計画です。

当該農地は、地区の中でも高台に位置し、今後、南海トラフ大地震による津波が発生した場合の、地区住民の避難場所として利用したいとのことです。

申請地は第2種農地にあたり除外がなされれば、転用の許可基準に照らし、転用の見込みがあると思われます。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして三又推進委員申し上げます。

(三又推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

わかりました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号7番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、箇所番号7についての意見は特になしとします。

それでは編入申請について説明をお願いします。

(事務局)

はい。では編入、案件番号8番、農振編入の1について説明します。

申請地は、弥生大字細田の農地です。

国、県、の事業を活用し、農地の整備を行い、土地利用型の農作物を栽培する計画です。

そのため事業要件である農業振興地域内の農用地として編入を行うものです。

事業を実施することで、農地の整備が行われ適切な維持管理が継続されることが期待されます。

よって、農用地区域内への編入は適当であると認められます。

こちら、今日欠席の藤原推進委員からはですね、この農地の農業振興のために編入されることがいいと思われましてとの意見をいただいております。

では続きまして、箇所番号9、農地編入の2について説明いたします。

申請地は、弥生大字提内の農地です。

国、県の事業を活用し、農地の整備を行い、キウイを栽培する計画です。

事業を実施することで、農地の整備が行われ適切な維持管理が継続されることが期待されます。

よって、農用地区域への編入は適当であると認められます。

担当である藤原推進委員からは、この農地を農業振興のため、編入されることが良いと思いますとのご意見をいただいております。

続きまして、農地編入の3案件番号10について説明いたします。

申請地は、佐伯市大字長良の農地です。

国、県の事業を活用し、農地の整備を行い、キウイを栽培する計画です。

事業を実施することで、農地の整備が行われ適切な維持管理が継続されることが期待されます。

よって、農用地区域への編入は適当であると認められます。

なお、一筆、地目山林が含まれるため、適切な時期に地目の変更登記が必要となります。

なお、担当地域の推進であります岩田推進委員からは、地域の遊休農地の活用方法として、問題ないと思われましてのご意見をいただいております。

以上3件の説明をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

(会長)

編入の、箇所番号8番と9番と10番、一括して説明をいたしました。これについてご意見等ございませんか。

はい、竹中委員。

(竹中委員)

はい。7番の竹中です。

1つ確認なんですけど、今の3ヶ所なんですけど、地権者の同意ありって書いてるんですけどこれはどういう意味ですか。

(農政課)

すいません。

農政課園芸振興係岡部と申します。よろしく申し上げます。

地権者のからの同意ありっていう部分なんですけれども、今回のこの3筆についてが、農業への企業参入の部分で、同意書や、契約書を取りつける中でですね、農振農用地の編入について、指定を受けてない場合は、農振農用地への編入を、お手続きを行いますって一文がありましてその同意書に、了承いただいてサインをいただいているって意味で書いております。よろしくお願ひします。

(竹中委員)

まだ王冠とか想季さんは地権者ではないということなんですね。

(会長)

はい、事務局。

(農政課)

はい。そうですね。

今回のこの企業参入においてのこの場所につきましては、賃貸借契約を結んでおります。

(会長)

よろしいですか。

はい。他にご意見ございますか。

はい。内容ですね取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号8から10について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、箇所番号8から10についての意見は特になしとします。

以上で佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出に関する10件の審議を終わります。

続きましてその他の項目④農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和8年5月1日開始分の30件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの更新で、登記地目田10筆、1万5,057平米。

契約期間6年のもの更新で、登記地目田4筆、4,653平米。

契約更新で、登記地目田1筆、504平米。

契約期間10年のもの更新で、登記地目田6筆、4,666平米。登記地目畑4筆、3,647平米。

契約更新で、登記地目田5筆、7,723平米。

以上合計30筆、面積が3万6,250平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま、農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより、質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

14番の矢野です。

ちょっと聞きます。ここに黒木さんという方がするんですけど、89という年齢になっております。もちろん私も知ってますけど、これから5年間ということで、やっぱそういうことで、これ、こういうこともあるんですか。やる気があればいいと。

(会長)

どうぞ、事務局。

(農政課)

えっとですね契約更新をするにあたって、耕作者本人に更新期間の確認をしております。

で、ご本人さんが、中間管理機構の契約は原則10年以上なんですけど、取り扱いとしたら5年契約できるということで、ご本人さんに確認した上で、5年更新をしております。

(矢野委員)

いやわかりました。

(会長)

いいですか。他にどなたかございますか。

はい。無いようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和8年第3回、佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様お疲れ様でした。

(15時00分閉会)

